

守る会ホームページ！！ <http://shirakawa-go.com/~ogimachi>

# ねそ

白川郷荻町集落の自然環境を守る会 発行 平成26年 10月号

## 『売らない・貸さない・こわさない』について考えよう！！その2

ねそ5月号に掲載しました記事の第2弾です。これまでの定例会や組寄せで出された意見等を参考に、10月の定例会で協議した内容を以下に掲載します。

### ◎保存の三原則とは（住民憲章には、以下の様に書かれています。）

#### 2. 保存の原則

美しい荻町の自然環境を守るために、地域内の資源（合掌家屋・屋敷・農耕地・山林・立木等）については、「売らない」「貸さない」「こわさない」の三原則を守ろう。



【妻籠宿に掲示されている保存の三原則】

### ◎保存の三原則が果たす役割

- ・私たちの先輩方が、妻籠宿より教授した考え方を昭和46年という早い段階で取り入れ、保存の指針を全住民に示した。
- ・世界遺産登録(H7)や伝建選定(S51)以前の憲章であるが、現在も守り継がれている大切な約束事である。
- ・約束事とは、罰則や法的拘束力をもたない、いわば住民相互の掟(おきて)であるが、この原則を住民が真摯に守ってきたからこそ、ここまでの自然環境や合掌家屋が残り現在に至っている。

### ◎なぜ今、三原則について考えるのか？

- ・近い将来、「人口減少」「後継者不足」「空き家の増加」が大きな課題となることが予測される中、三原則の基本的な意義や精神は継承しつつ、具体的な事案について柔軟に対処していく必要が出てきた。
- ・三原則について住民相互が共通理解を図り、住民の総意として考え方をまとめ発信する必要がある。

### ◎三原則についての考え方(今までに守る会で確認済みの部分)

- ・保存の三原則の文言及び精神は、今後も継続していく。
- ・合掌家屋等伝建物の「こわさない」については、完全厳守する。
- ・合掌家屋等伝建物の「売らない」については、今まで通り厳守する。ただし、歴史的風致を保存するためにやむなく売らざるを得ない状況が生じた場合は、組織(当面は守る会)で協議し解決を図る。
- ・合掌家屋等伝建物の「貸さない」の例外措置として、所有者に貸し付け希望がある物件の優先順位は、①荻町区内の希望者、②村内の希望者、③村外の希望者の順とし、活用と管理を図ることもやむを得ないとする。加えて、次の居住条件「伝建物が文化財であることや荻町全体が保存地区であることを理解し善良に責任を持って維持管理ができる人、火に弱い建物であり常駐して管理ができる人、地域の諸行事や出事に率先して参画し同じ住民として地域に貢献できる人」を満たす人とする。

### ◎今後の共通理解が必要な部分(定例会で審議し、住民の同意と共通理解が必要な部分)

- ・伝建物以外の家屋の「こわさない」の例外措置について、老朽化した建物をこわすことは、跡地を緑化することを条件に認める。また、撤去新築する場合は、今まで通りガイドラインを遵守するとともに

に既存の建物より大きくならない景観に配慮した建物を原則とする。

- ・伝建物以外の家屋の「売らない」「貸さない」については、伝建物に同じとする。
- ・全ての「貸さない」の例外措置となる家屋は、住居としての活用が望ましい。また、観光営業を目的とする人への賃貸は、各種営業組合に所属することや前述の居住条件を完全に満たす人を選別し、真の荻町住民となってくださる方に入居いただけるよう努める。
- ・入居者を選別するための組織が必要となる。当面は守る会が窓口となり、具体的な事案が出てきた時点で住民による特別委員会を組織する。委員は、区長・副区長・守る会の三役が、当事者、その組の伍長、近隣者、紹介者、その他必要と思われる人より人選する。なお該当する建物が伝建物の場合は、オブザーバーとして教育委員会に参加いただく。
- ・以上の考え方で対処できない事案が出てきた場合は、守る会や特別委員会で更なる審議を行い、世界遺産荻町集落の将来にとって最良の指針・解決方法を目指す努力をする。以上。

これらの内容は、決定事項ではありません。多くの住民の皆様には「売らない・貸さない・こわさない」のこれからの向け組寄合等でも話題にさせていただきたく、不十分な文章ではありますが掲載いたしました。ご一読いただきますとともに、ご意見ご質問を守る会にお寄せください。 [文責:和田]

### 三村交流会開催について(ご案内)

1. 日 時 平成26年 12月 14日(日) 午後2時～
2. 場 所 五箇山 相倉ふるさとセンター2階
3. テーマ 世界遺産で暮らす豊かさを未来へ ～ 若い世代からの提言 ～
4. 内 容 各集落発表・意見交流・交流懇親会

※ 11月の組寄合で参加希望者を募ります。参加費は守る会会計より支出します。

また当日はバスを運行しますので、たくさんの方々のご参加をお願いいたします!!

### 守る会活動スローガン ～ 守る・くらす・つなぐ ～

- ①守る：住民憲章を基盤とした、世界遺産である合掌家屋と農山村の景観保全
- ②くらす：結の精神が根ざした共同体と、景観に調和した豊かな住民生活の向上
- ③つなぐ：故郷から学び、国内外の交流から学び、未来への継承者を育成

## ＝ 9月の活動報告 ＝

- 9月 1日 地域座談会(荻町地区)
- 9月 2日 上町村道プラスト処理立会(会長)
- 9月 3日 オオハンゴンソウ除去作業
- 9月 3日 伝建制度運用に係る住民会議(南砺市 松本氏・会長)
- 9月 10日 9月定例会
- 9月 11日 ねそ9月号配付
- 9月 16日 里山林整備事業対象山林所有者説明会(会長・副会長)
- 9月 25日 韓国ナショナルトラスト来客懇談(会長)
- 9月 27日 西村幸夫町並み塾 in 氷見(会長)

### ＝ 区民の皆様へ ＝

建物や土地などの現状を変更する場合は許可が必要です。必ず現状変更申請をして下さい。申請書は守る会定例会の2週間前までに、各組委員に内容を説明の上、委員又は財団に提出して下さい。このことは、遺産の保全と未来への継承のためとても重要なことです。皆様のご理解ご協力をお願いします。

※11月の定例会は10日(月)公民館にて開催を予定しています。

### ☆10月の協議事項(現状変更申請に関わって)☆

\*\*\*\*\*桜の木の伐採

\*\*\*\*\*小屋の改修(窓を残し下屋を撤去)

白川村.....間伐事業の実施

\*\*\*\*\*仮設車庫

※「オダレ購入希望調査」「冬期センガ岩倉庫使用希望」を、各組守る会委員に提出及びお伝えください。最終〆切りは11月10日(月)の定例会まで。